

日本ソノケミストリー学会 会則

平成8年10月18日制定

平成14年10月 改正

平成19年7月7日改正

令和4年10月3日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本ソノケミストリー学会（英文名：Japan Society of Sonochemistry, 略称：JSS）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、ソノケミストリーに関心をもつ者相互の連絡をはかり、ソノケミストリーの学術の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に掲げる目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) ソノケミストリーに関する研究集会の企画、開催
- (2) ソノケミストリーの進歩発展に寄与する情報の収集並びに配布
- (3) ソノケミストリーに関する研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) その他ソノケミストリーの学術的及び社会的発展上必要な諸活動

第3章 会 員

(会員の種類)

第4条 会員は、次の正会員、法人会員、学生会員、終身会員、名誉会員の5種とする。

- (1) 正会員は、ソノケミストリーに関心をもち、本会の目的に賛同する者
- (2) 法人会員は、本会の目的に賛同する団体。ただし、法人会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者を定め（以下、法人会員代表者という），会長に届け出ることによって、正会員の権利を得るものとする。
- (3) 学生会員は、ソノケミストリーに関心をもち、本会の目的に賛同する大学、またはこれに準ずる学校に在籍する学生
- (4) 名誉会員は、ソノケミストリーの発展に貢献し、理事会の推薦及び総会の承認を得て、会長が委嘱した者とする。
- (5) 終身会員は、正会員歴10年以上（満65歳以上）で、理事会の承認を受けた者

(6) 正会員、学生会員、名誉会員、終身会員を合わせて個人会員とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に1年分の会費を添えて提出し、理事会の承認を経なければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。ただし、理事会が認める場合にはこれを免除することができる。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、学会Webシステムないし会長宛の書面による届出書を提出し、理事会での承認を経て退会することができる。

2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会費を納入せず、督促後なお1年以上納入がないとき

(2) 死亡又は法人等の解散、会員としての資格要件を失ったとき

(3) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき

3. 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除籍)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の会則又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 第7条第3項の規定は、除名について準用する。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 理事 10名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名以内）

2. 監事 2名

(選任)

第10条 理事及び監事は、総会において、正会員及び法人会員代表者のうちから選任する。ただし、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

2. 会長及び副会長は、理事のうちから互選により定める。

(任期)

第11条 役員の任期は、選任した年度の翌年度4月1日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が欠けたときは、補欠の選任を行う。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、特別の事情がある場合には、その任期中であっても、総会及び理事会の決議により解任することができる。

(職務)

第12条 理事は、会員の代表として、会務を執行する。

2. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長（庶務担当）が代理してその職務を行う。
4. 監事は、収支計算書の監査、各種の財産の増減異動状況や管理状況などについての監査、理事の業務の執行状況の監査を行う。また、会議の目的たる事項を示して、理事会及び総会を招集することができる。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱し、その任期は役員に準ずる。
3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、正会員及び法人会員代表者をもって構成する。

2. 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。
3. 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。ただし、会長が必要と認めた場合は、議長及び副議長を指名することができる。
4. 正会員及び法人会員代表者の現在数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して、総会の招集を請求されたときは、会長は総会を招集しなければならない。

(総会の定足数等)

第16条 総会は、正会員及び法人会員代表者の現在数の3分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。

2. 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席した正会員及び法人会員代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 総会運営に関する規定は必要に応じて別に定める。

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ隨時に会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長とする。

3. 理事の現在数の3分の1以上の請求により、会議の目的たる事項を示して、理事会を臨時に招集することができる。

(理事会の定足数等)

第18条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(権能)

第19条 総会は、本会則に定めるもののほか、本会運営に関する重要事項を議決する。

2. 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会の議決した事項の執行に関すること

(2)総会に附議すべき事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議事録)

第20条 すべて会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は、次のとおりとする。

(1)会費収入

(2)寄付金品

(3)事業に伴う収入

(4)その他

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び收支予算)

第23条 本会の事業計画書及びこれに伴う收支予算書は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経た後、総会の議決を得なければならない。事業計画及び收支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び收支決算)

第24条 本会の事業報告書、収支決算書は、毎事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を経た上、会員の異動状況とともに、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

2. 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び総会の承認を得て、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第26条 この会則は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第27条 本会の解散は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散とともに残余財産の処分は、理事会及び総会においておのおの4分の3以上の議決を得て、本会の目的と同種又は類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 補 則

第29条 この会則の実施に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第30条 事務局所在地及び事務局の会務分掌については別に定める。

附 則

この会則は、ソノケミストリー研究会会則（平成8年10月18日制定、平成14年10月改正、平成19年7月7日改正）を改正したものであり、令和4年10月3日から施行する。